

裏面白紙

4

閣甲 第二四号 起

案 昭和三十年三月三日 決

定 昭和三十年三月三日 施

行 昭和年月日

内閣總理大臣

内閣官房長官

内閣總理大臣官房總務課長

松平

總理府事務官

「桜を観る会」の開催について

官邸事務所主任

別紙要領により新宿御苑において「桜を観る会」を

催すこととしたいたしたい。

宮中に於ては春の園遊会は
今春五
取行わせられざる旨、宣付
總務課より返す
(西山)

「桜を見る会」の開催要領

一期日

昭和三十年四月十六日（土）

二、主催

内閣総理大臣

三、方法

招待者は、当日午前九時から正午まで（外交団は午前十時から正午まで）の間隨時入苑参観する。その間来会者のために一定の箇所に休憩所を設け、茶菓の設備をする。

（当日午前は招待者以外には公開しない。）

四、招待範囲

外交団

皇族、元皇族

各大臣

最高裁判所長官

衆、参両院議長、副議長及び議員

認証官

国立国会図書館長及び副館長

国家公安委員會委員

内閣官房長官及び各政務次官

法制局長官及び次長

衆、参両院事務総長

最高裁判所及び会計検査院事務総長

人事院事務総長

衆、参両院法制局長及び各部長

内閣官房副長官

法制局各部長

各省事務次官

衆、参両院事務次長、各部長及び常任委員会専門員

最高裁判所及び会計検査院事務次長

各省の外局及び内局の長並びにこれに準ずる者

公正取引委員会委員長

侍従次長、東宮侍従長及び式部官長

学士院々長、幹事及び部長

芸術院々長及び部長

特殊銀行会社の社長

東京都の知事及び副知事並びに議會議長及び副議長

東京都の隣接県の知事及び議會議長

東京都の局長及び各委員会委員長

新宿区々長及び同議會議長

横浜市長

その他
各界代表（各界代表四〇〇人その他各資格者の概数は大体昨年桜を観る会のときの概数とする。）

合計 約二、二〇〇人

以上夫婦 約四、四〇〇人

五服装

平服

六保員

総理府大臣官房職員及び主として外務省、厚生省職員中より依頼する。

七その他

経費関係その他は昨年四月催した桜を觀る会の例と同様とする。

大体三〇万円

設備、印刷物費等

茶菓費（出席八〇%とみる）

一八〇、〇〇〇円

茶菓費（出席八〇%とみる）

(参考)

参考のもの

「桜を観る会」の開催要領

一、期日

昭和二十九年四月十五日（木）

二、主催

内閣総理大臣

三、方法

招待者は、当日午前九時から正午まで（外交団は午前十時から正午まで）の間隨時入苑参観する。その間来会者のために一定の箇所に休憩所を設け、茶菓の設備をする。

（当日午前は招待者以外には公開しない。）

四、招待範囲

外交団

皇族、元皇族

各大臣

最高裁判所長官

衆、参両院議長、副議長及び議員

認証官

国立国会図書館長及び副館長

国家公安委員

内閣官房長官及び各政務次官

法制局長官及び次長

衆、参両院事務総長

最高裁判所及び会計検査院事務総長

人事院事務総長

衆、参両院法制局長及び各部長

内閣官房副長官

法制局各部長

各省事務次官

衆、参両院事務次長、各部長及び常任委員会専門員
最高裁判所及び会計検査院事務次長
各省の外局及び内局の長並びにこれに準ずる者

侍従次長、東宮侍従長及び式部官長
學士院々長、幹事及び部長

芸術院々長及び部長
特殊銀行会社の社長

東京都の知事及び副知事並びに議會議長及び副議長
東京都の隣接県の知事及び議會議長

東京都の局長及び各委員会委員長
新宿区々長及び同議會議長

横浜市長

その他
各界代表

横浜市長

その他
各界代表

(各界代表四〇〇人その他各資格者の概数は大体昨年桜を観る会
のときの概数に、衆議院議員の数を加えた数とする。)

合計 約二、二〇〇人

以上夫人

約四、四〇〇人

英服装

平服

六係員

平服

總理府大臣官房職員及び主として外務省、厚生省職員中より依
頼する。

経費関係その他は昨年四月催した桜を観る会の例と同様とする。
大体三〇万円

設備、印刷物費等 一二〇、〇〇〇円

茶菓費(出席八〇%とみる) 一八〇、〇〇〇円

七その他